

## 市清掃施設のダイオキシン類測定結果

市ではダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、毎年、清掃施設から排出される排出ガスなどのダイオキシン類濃度の定期測定を実施しています。

平成23年度に実施した結果は表のとおりで、法令で定める基準値を下回っていました。

今後も市では、工場の燃焼管理などでダイオキシン類の発生削減に努めてまいります。

単 位：【排出ガス】ng-TEQ/m<sup>3</sup><sub>N</sub> 【水】pg-TEQ/l 【ばいじん、焼却灰、不適物及びスラグ】ng-TEQ/g

測定場所		試料採取日	ダイオキシン類の濃度	法令基準値	
南清掃工場	排出ガス	1号炉	平成23年11月07日	0.000080	0.1
		2号炉	平成23年09月21日	0.00024	
		3号炉	平成23年11月08日	0.00020	
	放流水		平成24年01月04日	0.56	10
	ばいじん		平成23年11月21日	0.024	3
	不適物		平成23年11月21日	0.037	3
	スラグ		平成23年11月21日	0.000073	3
北清掃工場	排出ガス	1号炉	平成23年11月10日	0.020	1
		2号炉	平成23年10月04日	0.015	
		3号炉	平成23年10月05日	0.0019	
		小型炉	平成23年11月09日	0.089	10
	放流水		平成23年10月05日	0.22	10
	ばいじん		平成23年10月04日	2.4	/
	焼却灰		平成23年10月04日	0.23	3
小型炉ばいじん		平成23年11月10日	0.82	/	
小型炉焼却灰		平成23年11月10日	0.00010	3	
最一般処分場	放流水		平成23年11月07日	0.0014	10
	周縁地下水その1		平成23年11月07日	0.046	1 (環境基準)
	周縁地下水その2		平成23年11月07日	0.046	
	周縁地下水その3		平成23年11月07日	0.23	
	周縁地下水その4		平成23年11月07日	0.13	

※北清掃工場のばいじんは、法令基準の適用を受けません。